

平成23年10月1日現在

セーフティネット5号(二) (円高影響)・緊急経営対策資金 (円高影響) の認定申請に必要な書類等

1 共通して必要なもの

○下記「売上高を表す資料として必要な期間」に示すいずれかのパターンの、月毎に算出された損益計算書、試算表、売上台帳など、売上総利益や営業利益 (月別、円単位) が確認できる資料。

売上高を表す資料として必要な期間

今後3か月間の売上高等の実績見込みについて (認定書内 (口) 部分)	必要な資料の期間
パターン1 最近1か月間を実績、その後2か月間を見込みで算出する場合	最近1か月間と1年前の同月及びその後2か月間 〔例 : 平成23年9月分と平成22年9月10月11月分〕
パターン2 最近2か月間を実績、その後1か月間を見込みで算出する場合	最近2か月間と1年前の同2か月及びその後の1か月間 〔例 : 平成23年9月10月分と平成22年9月10月11月分〕

○会社の代表者印 (融資申込時に使用される印鑑)

○委任状 (金融機関の方が代理で申請に来られる場合)

2 上記「1 共通して必要なもの」のほかに必要な資料

申請者	必要な資料
①輸出企業の方	輸出量の減少や製品単価切り下げによる売上高の減少を表すもの。
②輸出企業の下請け部品メーカーの方	輸出企業からの受注の減少や要請に基づく部品の単価の切り下げを表すもの。
③輸出企業にサービスを提供する企業の方	輸出企業からの受注量の減少を表すもの。
④輸入物品と競合する製品のメーカーの方や、輸入物品と競合する日本製品を扱う販売業者の方など	輸入物品の下落や輸入量の増加を表すもの。 (新聞や統計資料のコピーでもよい。)

◆ご不明な点は、下記までご相談ください◆

佐世保市 農水商工部 産業振興課
TEL 0956-24-1111
(内線) 3003、3004